

報告第2号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成24年5月31日提出

加西市長 西村 和平

専決第2号

専 決 処 分 書

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要性が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項（附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 4 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）が平成 24 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を改正する必要性が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの

【改正要旨】

災害による居住用家屋の滅失によりその敷地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、東日本大震災によるものに限り譲渡期限を 3 年から 7 年に延長